

国際口腔インプラント会議 日本部会

認定ドクター制度規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規則は WCOI 本部会則 第 7 条および日本部会会則第 4 条 (6)の規定より，WCOIJapan 認定ドクター制度の施行に必要な事項を定める。
- 第 2 条 この制度は，インプラント学に関する基礎的あるいは臨床的専門知識と技能を有するドクター/研究者（以下，認定ドクター）を育成するとともに，インプラント学の発展および向上を図り，もって，人類の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的を達成するため WCOI Japan（以下，日本部会）は，日本部会認定ドクター(以下「認定ドクター」という)を認定するとともにこの制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 認定ドクター委員会

- 第 4 条 日本部会に次の各号に示す事項を審議するため認定ドクター委員会(以下「委員会」という)を置く。
- 1) 認定ドクターの認定に関する事項
 - 2) 認定ドクターの更新に関わる事項
- 第 5 条 委員会委員の選出は会長が委嘱する。
- 2 委員会委員は日本部会会則第 5 章第 7 条に定める役員または評議員であること。
 - 3 委員会委員の任期は 1 期 3 年とし，原則半数交代とする。ただし補欠の任期は，前任者の残任期間とする。また，再任は 1 期を限度とする。
- 第 6 条 委員会に委員長 1 名と，委員 4 名を置く。
- 2 委員長は会長が委嘱する。
 - 3 副委員長の選出は委員の互選による。
 - 4 委員長は，委員会の会務を総括するとともに，委員会を招集し，その議長となる。
 - 5 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故あるときはその職務を

代行する。

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし、可否同数の時は委員長が決する。

第 8 条 委員会は、次の各号に示す業務を行う。

- 1) 認定ドクター申請者の審査，認定および登録
- 2) 認定ドクター更新の審査
- 3) 日本部会認定ドクター教育講演会および学術講演会の企画運営
- 4) 資格喪失の審査
- 5) その他，委員会で必要と認めた事項

第 3 章 認定ドクターの審査，認定および登録

(認定ドクターの要件)

第 9 条 日本部会は、次の各号に該当する者で、委員会の審査に合格し、理事会の議を経た者を認定ドクターとして認定し、年次総会で報告する。

- 1) 認定ドクターの申請時に、日本部会会員であること。
- 2) 認定ドクター申請時に定められた研修単位を取得していること。
- 3) 認定ドクター審査に合格した者。

第 10 条 前条により認定ドクターとして認定された者は認定ドクター登録料を日本部会へ納付しなければならない。

- 2 前項により納付した者を日本部会は認定ドクターとして登録し、認定ドクター認定証を交付する。
- 3 認定証の有効期間は交付の日から 5 年とする。

第 4 章 教育研修

第 11 条 教育研修とは、認定ドクター申請に必要なインプラント学における基礎的あるいは臨床的な専門知識および技能を習得することをいう。

第 12 条 教育研修の内容は、次の各号に準拠していなければならない。

- 1) インプラント治療およびこれに関する領域の基礎的あるいは臨床的専門知識を履修する。

- 2) 全身的および局所的リスクマネジメント（BLS など）を履修する。
- 3) 倫理に関する事項を修得する。

第 5 章 研修単位

- 第 13 条 認定ドクターは、日本部会が定める研修単位を修得しなければならない。
- 第 14 条 研修は、インプラント学の知識と技能の向上、医療人としての倫理を高揚させることを目的として構成される。
- 2 研修単位は、別に定める（附表 1）。

第 6 章 認定ドクターの更新および資格喪失

- 第 15 条 認定ドクターの資格を得た者は、登録後 5 年毎に更新を受けなければその資格を失う。
- 2 認定ドクターの更新をする者は、施行細則に定める研修単位を満たさなければならない。
- 第 16 条 認定ドクターは次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議および理事会の審議を経て、その資格を喪失する。
- 1) 本人が資格の喪失を申し出たとき
 - 2) 日本部会会員の資格を喪失したとき
 - 3) 委員会が認定ドクターとして不適当と認めたとき

第 7 章 補 則

- 第 17 条 日本部会会員は、委員会の決定に関する事項の異議を理事会に申し立てることができる。
- 第 18 条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て、評議員会および総会の承認を得るものとする。
- 第 19 条 この規則の実務に当たり、必要があるときは、細則を設けることができる。
- 第 20 条 細則その他の必要な事項は委員会の議を経て理事会が決める。

附 則

この規則は平成 24 年 6 月 9 日に制定し平成 25 年 6 月 23 日から施行する。

国際口腔インプラント会議日本部会認定ドクター制度施行細則

- 第 1 条 国際口腔インプラント会議日本部会認定ドクター制度規則（以下「規則」）第 19 条および第 20 条の規定に基づき，同規則に定められている事項以外は，次の各条に従うものとする。
- 第 2 条 認定ドクターの申請締切りは毎年 12 月 20 日とする。
- 2 認定ドクターの審査は申請書類について，原則として毎年 1 回 3 月末までに実施し，その結果を KM 会議を経て、理事会に報告する。
- 第 3 条 規則第 9 条(2)および第 15 条第 2 項に定める研修単位とは，附表 1 に定める研修単位の合計単位をいう。
- 第 4 条 認定ドクターを申請する者は次の各号要件を備えていなければならない。
- 1) 研修単位を 2 年間で **30** 単位以上取得していること。
- 2) 日本部会年次学術大会，日本部会が主催する教育研修会および学術講習会にそれぞれ 1 回以上出席していること。
- 第 5 条 認定ドクターを申請しようとする者は，認定申請料を添え認定ドクター申請書，日本部会認定ドクター資格審査表および必要書類を委員会に提出しなければならない。
- 第 6 条 認定ドクターを更新する者は次の各号要件を備えていなければならない。
- 1) 研修単位を 5 年間で **50** 単位以上取得していること。
- 2) 日本部会年次学術大会，日本部会が主催する教育研修会あるいは学術講演会に 3 回以上出席していること。
- 第 7 条 認定ドクターの更新を申請しようとする者は，手数料を添え認定更新申請書（様式 5）と日本部会研修単位記録簿（様式 6）を委員会に提出しなければならない。
- 2 認定ドクター更新の申請は，認定失効期日の 6 か月前から行うことができる。
- 第 8 条 この制度施行に関わる諸手数料を次のように定める。
- 1) 認定申請料 **2** 万円
- 2) 登録料 **4** 万円

3) 更新料 5万円

- 第 9 条 認定ドクターを更新する者は次の各号の書類に更新申請料を添えて、委員会に提出し、書類審査を受けるものとする。
- 1) 認定ドクター更新申請書（様式5）
 - 2) 認定ドクター研修記録簿（様式6）
- 第 10 条 規則第 15 条に関し、やむを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その資格が消滅した時点に遡及し申請することができる。遡及期間は資格喪失後 1 年までとする。
- 2 上記の未更新による資格喪失者が再び資格を申請するときは、認定申請料と新規登録料を添え、未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、委員会の審査を受け、新たに資格を申請することができる。
- 第 11 条 この細則の変更は委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

この施行細則は、平成 25 年 6 月 23 日から施行する。

国際口腔インプラント会議日本部会認定ドクター審査施行細則

第 1 条 国際口腔インプラント会議日本部会認定ドクター制度規則（以下、規則）第 8 条 1) に基づき認定ドクター審査は書類審査により行われる。

1) 認定ドクターの合格者は、日本部会 年次総会において発表する。

第 2 条 認定ドクターの申請を行う者は、次の各号の申請書類を添えて、委員会に申請しなくてはならない。

1) 日本部会認定ドクター資格申請一覧表（様式 1）

2) 認定ドクター申請書（様式 2）

3) 履歴書（様式 3）

4) 日本部会会員証明書（様式 4）

* 5) 日本部会教育研修会あるいは学術講習会の参加証（様式 5）

6) 認定ドクター申請料振り込み済領収書の控え（様式 6）

* 7) 認定ドクター申請者は次の各号のいずれかを提出しなければならない。

(1) インプラントに関わる研究業績（5 編）（様式 7）

(2) インプラント治療症例（3 症例、ただし 3 年以上経過したもの）（様式 8）

8) 理事または評議員 1 名の推薦書（様式 9）

第 3 条 合否判定

理事会は委員会から提出された報告書を審議し、合否を判定する。

(注)

* 歯科大学あるいは医科大学（医学部附属病院口腔外科他）他で専任教官（教授・准教授・講師・部長・医長）として学生（研修医）に講義・実習あるいは臨床講義・臨床実習に従事している者は、「国際口腔インプラント会議日本部会認定ドクター審査施行細則」の“第 2 条 5) の参加証”および“第 2 条 7) (1) あるいは (2)”に代わる「教育従事記録（シラバスなどのコピー）」の提出をもって代替できる。

附 則

この施行細則は、平成 25 年 6 月 23 日から平成 28 年 12 月末日まで暫定期間を設ける。

附表 1

研修単位（認定委員会）

1. 研修会出席（1回当たりの単位，出席したことを証明する参加証等のコピーが必要）
 - 1) 国際口腔インプラント会議（WCOI） **30**
 - 2) 国際口腔インプラント会議日本部会（WCOI Japan） 学術大会 **10**
 - 3) 日本部会教育講演会あるいは学術講演会 **10**
 - 4) インプラント関連国際会議 **5**
 - 5) その他国内・外の関連学会 **2**

2. 業績発表（発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定表などのコピーが必要）
 - 1) WCOI 関連学会, 教育講演会およびその他の関連学会での
筆頭演者（1回当たり） **10**
共同演者（1回当たり） **5**
その他の関連学会での筆頭演者 **5**
その他の関連学会での共同演者 **3**
(5～8名以内, それ以上は理由書を提出)
 - 2) WCOI 学会誌およびその他の関連学術雑誌への投稿論文
筆頭著者（1編当たり） **20**
共同著者 **10**
 - 3) 著書（インプラント関連その他の著書）
 - (1) 単 著 **20**
 - (2) 共 著 **10**
 - (3) 監 修 **10**
 - 4) 大学, 歯科医師会およびその他の研修会での発表者 **3**
(証明書が必要)
 - 5) 教育機関における講義（1回当たり） **2**
(証明書が必要)